

(4) 学歴証明の添付

- ① 学歴及び実務経験資格で受講希望される方は必ず「学歴証明」を添付して下さい。
- ② 大学院修了者は、学部の卒業証明書（原本）又は卒業証書の写しを添付して下さい。

(5) 仮申込書類の送付先

受講希望地の担当分室（Ⅳ 受講仮申込書の提出先及び問い合わせ先（裏表紙 参照））へ仮申込締切日まで必着で送付して下さい。

2. 技術資格・学歴資格

別表 A 技術資格

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第 3 〕

大気関係第 1 種

1. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

| 技術部門 | 選択科目 |
|------|------------------------|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 金属部門 | 非鉄冶金、鉄鋼生産システム、非鉄生産システム |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

2. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（濃度関係）

大気関係第 2 種

1. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法 第 12 条第 1 項]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則 第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
2. 保安技術管理者、副保安技術管理者[改正前の鉱山保安法 第 18 条]、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験に合格した方
3. 毒物劇物取扱責任者[毒物及び劇物取締法 第 7 条第 1 項]として 1 年以上その職務に従事した方
4. 薬剤師[薬剤師法 第 2 条]の免許を受けている方
5. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

| 技術部門 | 選択科目 |
|------|------------------------|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 金属部門 | 非鉄冶金、鉄鋼生産システム、非鉄生産システム |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

6. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（濃度関係）

大気関係第 3 種

1. 保安技術管理者、副保安技術管理者[改正前の鉱山保安法 第 18 条]、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験に合格した方
2. エネルギー管理士[エネルギーの使用の合理化に関する法律 第 9 条第 1 項]、熱管理士を含む免状の交付を受けている方
3. 甲種ガス主任技術者[ガス事業法 第 32 条第 1 項]の免状の交付を受けている方
4. 特級ボイラー技士[労働安全衛生法 第 14 条]の免許を受けている方
5. 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状[電気事業法 第 44 条]の交付を受けている方
6. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|--------|-------------------|
| 機械部門 | 動力エネルギー、熱工学 |
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 金属部門 | 鉄鋼生産システム、非鉄生産システム |
| 衛生工学部門 | 大気管理 |
| 応用理学部門 | 物理及び化学 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

7. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）

大気関係第 4 種

1. 甲種又は乙種ガス主任技術者[ガス事業法 第 32 条第 1 項]の免状の交付を受けている方
2. 特級又は一級ボイラー技士[労働安全衛生法 第 14 条]の免許を受けている方
3. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）
4. エネルギー管理士[エネルギーの使用の合理化に関する法律 第 9 条第 1 項]、熱管理士を含む免状の交付を受けている方
5. 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状[電気事業法 第 44 条第 1 項]の交付を受けている方
6. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|--------|-------------------|
| 機械部門 | 動力エネルギー、熱工学 |
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 金属部門 | 鉄鋼生産システム、非鉄生産システム |
| 衛生工学部門 | 大気管理 |
| 応用理学部門 | 物理及び化学 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

水質関係第 1 種

1. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|--------|-------------|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 上下水道部門 | 全選択科目 |
| 衛生工学部門 | 水質管理 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

2. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。

環境計量士（濃度関係）

3. 薬剤師[薬剤師法 第 2 条]の免許を受けている方

水質関係第 2 種

1. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。

環境計量士（濃度関係）

2. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法 第 12 条第 1 項]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則 第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
3. 保安技術管理者、副保安技術管理者[改正前の鉱山保安法 第 18 条]、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験に合格した方
4. 毒物劇物取扱責任者[毒物及び劇物取締法 第 7 条第 1 項]として 1 年以上その職務に従事した方
5. 薬剤師
6. 甲種又は乙種ガス主任技術者[ガス事業法 第 32 条第 1 項]の免状の交付を受けている方
7. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|--------|-------------|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 上下水道部門 | 全選択科目 |
| 衛生工学部門 | 水質管理 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

水質関係第 3 種

1. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| | |
|--------|-------------|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 上下水道部門 | 全選択科目 |
| 衛生工学部門 | 水質管理 |
| 農業部門 | 農芸化学 |
| 応用理学部門 | 物理及び化学 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

2. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。

環境計量士（濃度関係）

3. 薬剤師[薬剤師法 第 2 条]の免許を受けている方
4. 保安技術管理者、副保安技術管理者[改正前の鉱山保安法 第 18 条]、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験に合格した方

水質関係第 4 種

1. 採石業務管理者[採石法 第 32 条の 2 第 1 項第 2 号]として 1 年以上その職務に従事した方
2. 生物由来製品の製造の管理をする者[薬事法 第 68 条の 2 第 2 項]として 1 年以上その職務に従事した方
3. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）
4. 薬剤師[薬剤師法 第 2 条]の免許を受けている方
5. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

| | |
|--------|-------------|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 上下水道部門 | 全選択科目 |
| 衛生工学部門 | 水質管理 |
| 農業部門 | 農芸化学 |
| 応用理学部門 | 物理及び化学 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

騒音・振動関係

1. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法 第 12 条第 1 項]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則 第 18 条第 6 号（削岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務）又は第 8 号[ボイラー製造等強烈的な騒音を発する場所における業務）に掲げる業務に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
2. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

| | |
|--------|---|
| 機械部門 | 機械加工及び加工機、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、 機械力学・制御 |
| 応用理学部門 | 物理及び化学 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

3. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（騒音・振動関係）

特定粉じん関係

1. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法 第 12 条第 1 項]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則 第 18 条第 4 号（土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務）に掲げる業務に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
2. 第一種作業環境測定士[作業環境測定法 第二条第五号]
3. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

| | |
|--------|-------------|
| 化学部門 | 化学装置及び設備 |
| 衛生工学部門 | 大気管理 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

4. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）

一般粉じん関係

1. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）
2. 採石業務管理者[採石法 第 32 条の 2 第 1 項第 2 号]として 1 年以上その職務に従事した方
3. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法 第 12 条第 1 項]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則 第 18 条第 4 号（土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務）に掲げる業務に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
4. 第一種作業環境測定士[作業環境測定法 第二条第五号]
5. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

| | |
|--------|-------------|
| 化学部門 | 化学装置及び設備 |
| 衛生工学部門 | 大気管理 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

ダイオキシン類関係

1. 技術士[技術士法 第 2 条第 1 項]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

| | |
|------|-------------|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |
2. 計量士[計量法 第 122 条第 1 項]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）
3. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法 第 12 条第 1 項]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則 第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
4. 保安技術管理者、副保安技術管理者[改正前の鉱山保安法 第 18 条]、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験に合格した方
5. 毒物劇物取扱責任者[毒物及び劇物取締法 第 7 条第 1 項]として 1 年以上その職務に従事した方
6. 薬剤師[薬剤師法 第 2 条]の免許を受けている方
7. 第一種作業環境測定士[作業環境測定法 第 2 条第 5 号]
8. 大気関係第 1 種公害防止管理者又は大気関係第 2 種公害防止管理者の資格を有し、かつ、水質関係第 1 種公害防止管理者又は水質関係第 2 種公害防止管理者の資格を有する方